

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 9 件 |
| 国民年金関係                        | 4 件 |
| 厚生年金関係                        | 5 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 53 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を納付期限内に必ず納付してきたのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、昭和 51 年 3 月 3 日に国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できるが、A 市が作成した国民年金被保険者名簿には、申立期間のうち同年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料が納付済みであること、及び 51 年 3 月の分のみが還付されたことが記載されている。

また、前述の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和 51 年 3 月 3 日に国民年金被保険者資格を喪失した理由について、「厚年加入」と記載されているところ、申立期間において、申立人がほかの被用者年金制度に加入していたことをうかがわせる記録は無く、申立人が被保険者資格を喪失する理由も見当たらない上、同名簿に納付済みと記載されている期間は、当該喪失により未加入期間とされたにもかかわらず、同年 3 月の国民年金保険料のみが還付されているなど、事務処理に誤りが認められることから、申立期間のうち同年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料が納付されたものとするのが相当である。

一方、申立期間のうち、前述の国民年金被保険者名簿に納付済みの記録が無い昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に当時の納付状況を聴取しても、記憶が定かではないことから、

具体的な状況を確認することができず、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年3月9日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月9日から同年3月9日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

申立期間においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が加入している健康保険組合から提出された健康保険被保険者名簿により、申立人が、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人は、昭和46年1月9日付けで被保険者資格を喪失したことが記載されているところ、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日訂正届によれば、同社は、申立人の「昭和46年1月9日」となっていた資格喪失日を、同年3月9日に訂正する旨の届出を同年4月26日付けで社会保険事務所に対し行ったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和46年3月9日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の資格喪失日訂正届に記載された標準報酬月額から、4万5,000円とすることが妥当である。

## 福島国民年金 事案 661

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年3月まで  
私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、私の母が行っていた。申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている者の記録から、昭和47年9月以降に払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 662

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 6 月まで

私は、A 県内の会社を昭和 53 年 4 月に退職した際に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 9 月に払い出されたことが確認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料に係る納付金額及び納付場所についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から同年12月まで  
私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、私の母が行っていた。ほかの期間は納付となっているのに、申立期間だけが未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている者の記録から、平成7年2月以降に払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は、納付方法等について明確に記憶していないことから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月及び11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年3月  
② 平成11年3月

申立期間の国民年金保険料は、A駅で行われていた集合徴収において、申立期間の翌月に私がそれぞれ納付した。申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立期間の翌月にそれぞれ納付したと述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間の国民年金被保険者資格取得日に係る記録は、平成12年6月19日に追加処理されたことが確認できることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、申立人が述べている申立期間の翌月に国民年金保険料の納付書は発行されていなかったと考えられる上、当該追加処理時点で、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、A駅で行われていた集合徴収において国民年金保険料を納付したと述べているところ、年金事務所では、「A駅での集合徴収は、平成13年4月に始めたものであり、申立期間には行っていなかった。」としている。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 981 (事案 171 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 26 日から 59 年 6 月 5 日まで

私は、昭和 50 年 1 月 1 日から 59 年 6 月 5 日まで夫が経営する A 県 B 市の C 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が被保険者期間から欠落していることに納得できないので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 県 B 市の C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人については、昭和 50 年 9 月 26 日に被保険者資格の喪失の手続が行われていることが確認できること、ii) 総務関係事務を担当していたとする申立人が、8 年間の長期間にわたって、社会保険事務所 (当時) から申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知が行われていないことに気付かなかったとするのは極めて不自然であること、iii) 59 年 6 月に同社の被保険者全員が被保険者資格を喪失した際に、申立人が、自らが被保険者となっていないことに気付かなかったとするのも不自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は従来 of 主張を繰り返すのみであり、新たな資料等を提出していない。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立人が昭和 50 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得したこと、及び C 社が同年 3 月 17 日に社会保険事務所の総合調査を受けたことが確認できること、新たに連絡の取れた同社の元監査役は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失の手続は私が行った。当時、社会保険事務所の総合調査において、申立人が厚生年金保険に加入していなかったことに対する指摘を受け、資格取得の手続を行った。その際、申

立人からなぜ加入しなければならないのかという厳しいクレームがあったことを明確に記憶している。加入後、すぐに資格喪失の手続を行うわけにもいかず、しばらくしてから資格喪失の手続を行った。」と述べている。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 21 日から同年 9 月 21 日まで

私は、申立期間の前には、A社の工場に勤務していた。同工場の閉鎖に伴い、昭和 54 年 4 月 21 日にB社（現在は、C社）に転属したが、申立期間の標準報酬月額が低すぎる。申立期間には、入院していた時期もあったが、前の事業所と業務内容は同じだったので、適正な標準報酬月額の記録なのか、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の工場における昭和 54 年 3 月の標準報酬月額（26 万円）と、同年 4 月に同じ業務に従事したB社における申立期間の標準報酬月額（15 万円）が大きく異なっていると申し立てている。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い上、C社においても当時の資料は既に処分していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

また、申立人は、「申立期間には、入院していた時期もあった。」と述べており、同僚も、「申立人は、B社への転属とほぼ同時に入院したことから、D手当を支給されていなかったのではないか。」と述べている。

さらに、申立期間当時、B社の総務担当だった者は、「D手当として、8 万円から 10 万円程度が支給されていた。D手当以外にも、通勤手当などの諸手当があった。」と述べている。

これらのことから、B社では、申立人の申立期間に係る報酬月額について、D手当等の諸手当を加算せずに基本給のみで算定したものと考えられる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月ごろから26年11月1日まで  
② 昭和27年6月10日から28年10月ごろまで  
③ 昭和32年ごろから33年ごろまで  
④ 昭和35年10月ごろから38年1月1日まで

私はA社本社に臨時社員として所属し、申立期間①には同社のB事務所及びC事務所に、申立期間②にはC事務所にそれぞれ勤務していたが、両事務所に係る厚生年金保険被保険者記録は無い上、C事務所に勤務していた昭和26年11月1日から27年6月10日までの期間には、勤務したことが無いD事務所において被保険者となった記録となっており、納得できない。

申立期間③にはE社F支店及び同社G支店に、申立期間④には同社H支店及びI支店において、いずれも同じ上司の下で、勤務していた。

これらの申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当時のB事務所及びC事務所の各所長の氏名を記憶していること並びに申立人及び同僚が所持する写真から、申立人が、当時、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録等によれば、i) A社本社、B事務所及びC事務所は、いずれも昭和30年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となったこと、ii) 同社の各事務所で勤務する申立人を含む臨時社員が厚生年金保険被保険者資格を取得しているD事務所も、申立人の資格取得日と同日の26年11月1日に適用事業所となったことが確認できる。

また、事業主及び複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

なお、申立人が勤務したことが無いと述べているD事務所については、複数の同僚が、「実在する事務所ではなく、A社の各事務所で勤務する臨時社員を厚生年金保険に加入させるための適用事業所名であると聞いた。」と述べている。

申立期間②については、申立人は、C事務所が新築事務所へ移転して間もなく退職したと述べているところ、申立期間②の直前である昭和27年5月に同事務所に着任した同僚は、「自分が着任した時点で、既に新築事務所に移転しており、申立人は勤務していなかった。」と述べている。

また、事業主及び複数の同僚に照会しても、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間③及び④については、申立人が所持する写真及び申立人の記憶から、申立人が、当時、E社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、自身が現地採用者であり、給与は日給月給制であったと述べているところ、E社では、「現地採用者は、日給月給制か時給月給制であり、採用してからしばらくの間は厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

また、オンライン記録によれば、E社の他の支店において、申立人と同様の業務を行っていた現地採用者は、自身が記憶する入社時期の3年程度後に厚生年金保険被保険者となったことが確認できることから、同社では、入社と同時に被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶する上司の連絡先は不明で、同僚も死亡しているため、申立人の申立期間③及び④に係る厚生年金保険の適用について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 984

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 4 日から同年 12 月 31 日まで  
私は、申立期間にはA県B市にあったC社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。  
申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、C社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社は、申立期間当時、サービス業に該当する業種であったことから、厚生年金保険法に基づく適用事業所の業種には該当しておらず、社会保険庁長官（当時）の認可を受けて適用事業所となることができるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は、昭和 59 年 8 月 16 日に認可を受けて適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、C社の事業主及び同社に勤務していたその家族は、申立期間において、いずれも国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 16 日から 36 年 5 月 2 日まで  
私が A 社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を支給された記録となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 8 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、複数の同僚は、「退職時に事務員から脱退手当金の説明を受けた記憶がある。」と述べている上、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、通算年金通則法施行前であり、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の直後の昭和 36 年 5 月から 37 年 9 月までは、強制加入期間であるにもかかわらず、申立人が国民年金に加入していないことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給したことに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。